

黒松内町下水道事業経営戦略

(個別排水処理事業)

平成29年3月
黒松内町建設水道課

黒松内町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 黒松内町

事 業 名 : 個別排水処理

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非法適
処理区域内人口密度	0.02人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(下水道処理区以外)		
処 理 場 数	14基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成16年度に新たな処理区域の拡張を行う予定であったが、費用対効果の見直しを行い、区域拡張は行わず、現在の下水道処理区域以外については、合併処理浄化槽での整備を行うこととした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料：10m ³ まで 2,020円 超過使用料：10m ³ を超え1m ³ あたり 190円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料：20m ³ まで 4,040円 超過使用料：20m ³ を超え1m ³ あたり 160円				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,860円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,866円
	平成26年度	3,920円		平成26年度	4,281円
	平成27年度	3,920円		平成27年度	3,779円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設水道課では、平成28年度現在6名体制（うち管理職2名）となっており、業務は土木事業、住宅事業、簡易水道事業、下水道事業、公園事業などに兼務して従事している。 職員給与の予算措置については、公共下水道事業特別会計に1人を置いている状況である。
事 業 運 営 組 織	平成5年度に建設課下水道係と水道課を統合し、上下水道課とした。 平成16年度に上下水道課と建設課を統合し、建設水道課とした。（係を廃止し、建設水道グループとなり、課内全ての業務において兼務となった。）

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽保守点検業務及び清掃業務を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	当町の浄化槽事業は小規模であり、採算が合わないため、指定管理者制度の活用は困難である。
	ウ PPP・PFI	当町の浄化槽事業は小規模であり、採算が合わないため、PPP・PFIの活用は困難である。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

経営比較分析表

北海道 黒松内町

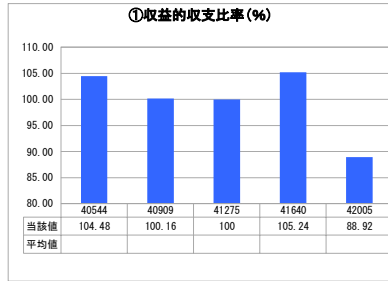
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	1.23	100.00	3,920

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,023	345.65	8.75
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
36	344.47	0.10

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



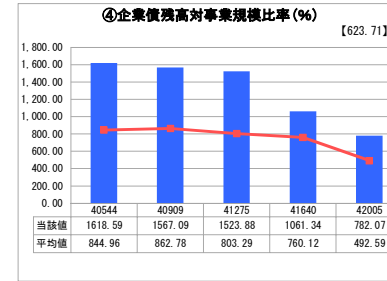
「単年度の収支」



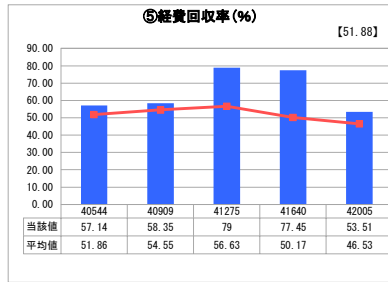
「累積欠損」



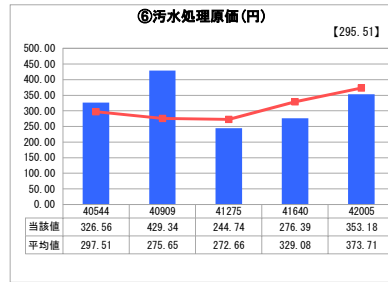
「支払能力」



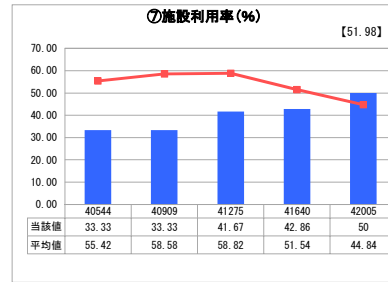
「債務残高」



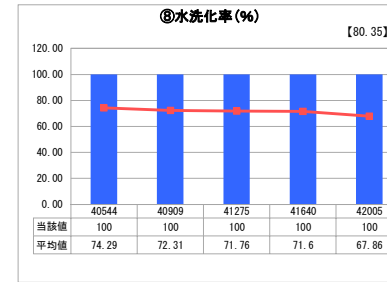
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

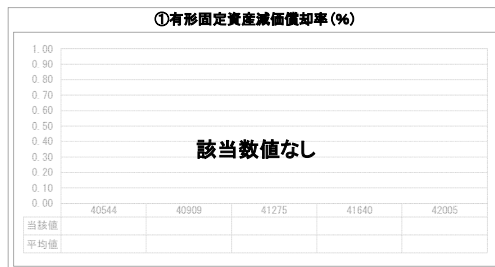


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

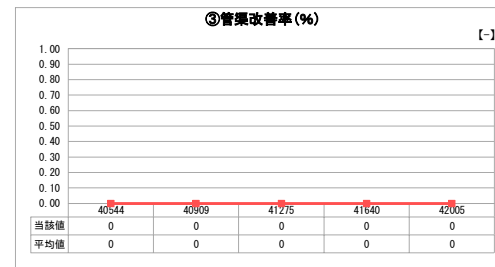
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・収益的収支比率については、100%を下回っており、使用料収入で維持管理費の全てを賄えず、地方債償還金と併せて、一般会計からの繰入金で賄っている状況である。

また、企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較し、やや高くなっているが、全体の設置基数が少なく、今後も新規設置予定がほぼ無いことから、残高は減少する見込みである。

浄化槽設置世帯については、高齢者世帯が非常に多く、浄化槽（5人槽）1基当たりの処理人口が1～2人となっているため、施設利用率が低くなっている。

2. 老朽化の状況について

・平成22年度からの事業であり、本体の老朽化はまだまだ進んでいない。

全体総括

・町の個別排水処理事業の経営は比較的安定していると言えるが、浄化槽事業として特定地域生活排水事業と併せて考えた場合、一般会計からの繰入金で賄われている部分が多く、健全で効率的な経営を行うために、未納額の解消や使用料改定の検討が必要と思われるが、その受益者のほとんどが高齢者世帯であるため、使用料の改定は難しいのが現状である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

個別排水処理事業での浄化槽整備については、平成23年より開始しており、公共水域水質保全の観点からも引き続き設置を行っていく。
また、限られた財源の中、料金水準等も検討した上で適正な事業計画と財政計画を基に経営改善を行っていき、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討していく。

○収入の確保

財政基盤の強化のため、収入の確保や一般会計との負担区分の明確化を図り、収入確保のため使用料の収納率を向上させ、的確に資金調達を行っていく。

また、人口減少による有収水量の減少が見込まれ、今後の使用料収入の増加が期待できないことから、催告書の送付、電話催告、戸別訪問等を行い、未収金の減少に努めるとともに、収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体などの事例等を参考にしながら、使用料の収納率向上に取り組む。

○浄化槽施設の適正な維持管理

保守点検による点検結果を踏まえ、ブローア等の消耗部品交換を適切に行い、公共水域の水質保全に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収 入	1	総 収 益 (A)	1,013	1,027	1,064	1,329	1,384	1,512	1,603	1,652	1,719	1,768	1,764	1,788	1,853
	(1)	営 業 収 益 (B)	456	474	496	519	542	565	588	611	634	657	680	703	726
		ア 料 金 収 入	454	473	496	519	542	565	588	611	634	657	680	703	726
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	2	1											
	(2)	営 業 外 収 益	557	553	568	810	842	947	1,015	1,041	1,085	1,111	1,084	1,085	1,127
		ア 他 会 計 繰 入 金	543	539	568	810	842	947	1,015	1,041	1,085	1,111	1,084	1,085	1,127
		イ そ の 他	14	14											
	2	総 費 用 (D)	963	940	947	1,138	1,186	1,233	1,278	1,323	1,368	1,412	1,457	1,502	1,539
	(1)	営 業 費 用	800	760	768	954	999	1,044	1,089	1,134	1,179	1,224	1,269	1,314	1,359
		ア 職 員 給 与 費 うち退職手当													
		イ そ の 他	800	760	768	954	999	1,044	1,089	1,134	1,179	1,224	1,269	1,314	1,359
	(2)	営 業 外 費 用	163	180	179	184	187	189	189	189	189	188	188	188	180
		ア 支 払 利 息 うち一時借入金利息	163	180	179	184	187	189	189	189	189	188	188	188	180
	イ そ の 他														
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	50	87	117	191	198	279	325	329	351	356	307	286	314	
資本的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	1,834	179	2,111	2,419	2,465	2,542	2,606	2,610	2,639	2,647	2,581	2,552	2,589
	(1)	地 方 債 うち資本費平準化債	1,200		1,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	(2)	他 会 計 補 助 金	591	125	700	1,209	1,255	1,332	1,396	1,400	1,429	1,437	1,371	1,342	1,379
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金	43	54	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	(7)	そ の 他													
	2	資 本 的 支 出 (G)	1,863	215	2,272	2,610	2,689	2,821	2,931	2,939	2,990	3,003	2,888	2,838	2,903
	(1)	建 設 改 良 費 うち職員給与費	1,815		1,890	2,157	2,157	2,157	2,157	2,157	2,157	2,157	2,157	2,157	2,157
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	48	215	382	453	532	664	774	782	833	846	731	681	746
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 29	△ 36	△ 161	△ 191	△ 224	△ 279	△ 325	△ 329	△ 351	△ 356	△ 307	△ 286	△ 314	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	21	51	△ 44		△ 26							
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	19	70	26	26								
前年度繰上充用金		(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	21	70	26	26								
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字	(P)	19	70	26	26								
	赤字	(Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		100.2	88.9	80.1	83.5	80.6	79.7	78.1	78.5	78.1	78.3	80.6	81.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)		(S)	456	474	496	519	542	565	588	611	634	657	680
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)		13,452	13,237	14,255	15,003	15,670	16,205	16,632	17,049	17,416	17,770	18,238	18,757

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	37年度
収益的収支分		543	539	568	810	842	947	1,015	1,041	1,085	1,111	1,084	1,085	1,127
うち基準内繰入金		127	219	290	322	358	415	461	465	487	491	442	421	421
うち基準外繰入金		416	320	278	488	484	532	554	576	598	620	642	664	706
資本的収支分		591	125	700	1,209	1,255	1,332	1,396	1,400	1,429	1,437	1,371	1,342	1,342
うち基準内繰入金			64	114	135	159	199	232	234	249	253	219	204	204
うち基準外繰入金		591	61	586	1,074	1,096	1,133	1,164	1,166	1,180	1,184	1,152	1,138	1,138
合 計		1,134	664	1,268	2,019	2,097	2,279	2,411	2,441	2,514	2,548	2,455	2,427	2,469

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○浄化槽の建設・更新に関する事項
当事業における浄化槽設置は、平成23年度より開始しており、計画期間中も年1基の設置を見込んでいる。
また、古い浄化槽でも供用開始から5年経過しているが、浄化槽の耐用年数は30年であることから、本計画期間中における更新は行わない見込みである。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
建設改良における企業債を平成37年度まで計画している。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は、平成29年度は予算額で算定し、以降は浄化槽設置に伴い使用料収入を1世帯分増で見込んでいる。

○企業債に関する事項
建設改良にかかる企業債については、下水道事業債を発行可能額で計画している。

○繰入金に関する事項
基準内繰入については、一般会計繰出基準に基づき、元利償還に充てる繰入分を基準額で算定している。
基準外繰入については、営業収益で賄いきれない営業費用、元利償還金に充てる繰入基準外分で算定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項
公共下水道会計の3事業(特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業)で1名分を算定しているが、職員給与費については、特定環境保全公共下水道事業で算定している。

○薬品費に関する事項
平成29年度は予算額で算定し、以降は浄化槽設置に伴い増額している。

○修繕費に関する事項
平成29年度は予算額で算定し、以降は浄化槽設置に伴い増額している。

○委託費に関する事項
平成29年度は予算額で算定し、以降は浄化槽設置に伴い増額している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	なし
投資の平準化に関する事項	なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについては、特定環境保全公共下水道事業と同時期に行うこととする。改定が必要となった場合には使用者に対して十分な説明を行い、理解を得ることが必要である。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	小規模浄化槽事業では、指定管理者やPPP/PFI等は採算が合わないため、当面は現在の維持管理委託とする。
職員給与費に関する事項	職員給与の予算措置については、特定環境保全公共下水道事業で措置する。
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	ブローアなどの消耗品の交換を適切に行い、公共水域の水質保全に努める。
委託費に関する事項	なし
その他の取組	今後、使用料収入の増加が期待できないことから、未収金の減少に努めるとともに、収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体などの事例等を参考にしながら、使用料の収納率向上を図る。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。
---------------------	---